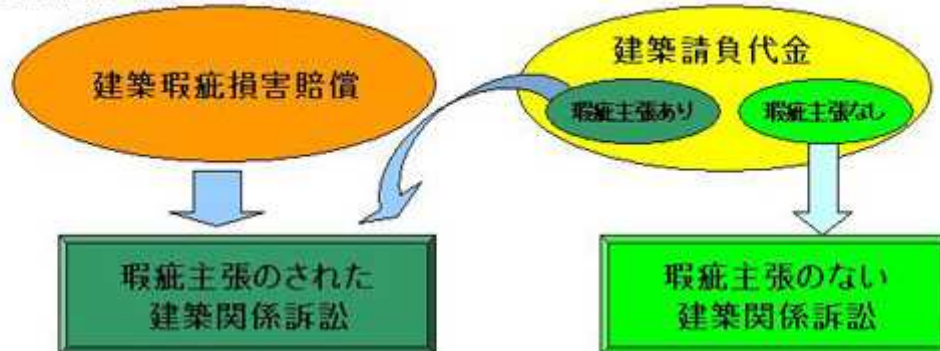


建築関係訴訟の定義

○ 建築関係訴訟の定義



※ 建築請負代金には、瑕疵主張のされた事件とされていけない事件とがある。

【参考】

建築瑕疵損害賠償 → 建物建築に関する設計、監理、施工等の建築瑕疵を理由とする損害に関するもの

建築請負代金 → 建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件

※ この資料の基データは、平成16年4月から9月までの終局事件である。なお、速報値であり、今後変動することがあり得る。

建1